

大宜味村不妊治療費等助成制度



2019年度よりスタート

**大宜味村では、不妊治療を受けた夫婦に対しその医療費の一部を助成し、
不妊に悩むみなさんを支援します。**

対象者

不妊治療を行っている者で、以下の条件全てを満たすもの

- ・ 戸籍上の夫婦
- ・ 夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者
- ・ 医療保険に加入していること
- ・ 夫婦に村税等の滞納がないこと

助成額

- ◎一般不妊治療（タイミング療法・排卵誘発法・人工授精など）本人負担額の1/2の額で1年度5万円を限度に通算2年間
- ◎特定不妊治療（体外受精・顕微授精）1年度15万円を限度に通算5年間
- ◎不妊治療に係る交通費 1回あたり4千円、1年度あたり限度額4万円

申請期間

- ◎一般不妊治療・不妊治療に係わる交通費
 - ・ 3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までに行う。
（2019年度は4月から2020年2月までの診療分を2020年3月31日まで）
- ◎特定不妊治療
 - ・ 1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内

必要書類

- ・ 沖縄県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し（特定不妊治療費助成申請時に必要です）
- ・ 不妊治療費に要した費用の領収書
- ・ 夫婦の健康保険証の写し
- ・ 夫及び妻の納税証明書
- ・ 婚姻をしている夫婦であることを確認できる書類（戸籍謄本）
- ・ 夫婦の住所地を証明する書類（住民票）
- ・ 振込先口座の写し
- ・ 認印（夫婦それぞれのものが必要です）

お問い合わせ先 大宜味村役場 住民福祉課
母子保健担当（宮城） ・ 保健師（濱元）
電話 0980-44-3003